

バーゼル条約の締約国会議の結果について



環境省は、ストックホルムとジュネーブで 6 月 1 日から 17 日に行われた、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下バーゼル条約)第15回締約国会議の結果について発表しました。この会議ではストックホルム条約とロッテルダム条約の締約国会議も同時に行われました。

内容については以下の通りです。

1. 同条約の附属書を改正し、非有害な電子・電気機器廃棄物(E-waste)についても条約規制対象とすること等が決定(2025年1月1日発効)
2. 日本がリード国を務めた水銀と有害廃棄物の処分についてのガイドラインの採択
3. 各種技術ガイドラインの議論・採択

当社では水銀分析をはじめとした、上水・環境水・排水の分析に対応しています。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2022年6月21日付 環境省報道発表資料](#)

無機分析箇所 櫻内大介

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>